

平成23年10月28日

第2330号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

○平成23年度准看護師試験の実施(445・医務薬事課).....	1
○鳥獣保護区の指定(446・自然保護課).....	2
○鳥獣保護区特別保護地区の指定(447・自然保護課).....	5
○休猟区の指定(448・自然保護課).....	5
○特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定(449・自然保護課).....	10
○家畜伝染病の発生(450・畜産振興課).....	11
○建設業の許可の取り消し(451・山本地域振興局総務企画部).....	11
○建設業の許可の取り消し(452・秋田地域振興局総務企画部).....	12

公 告

○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター).....	12
○土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可(雄勝地域振興局農林部).....	14

告 示

秋田県告示第445号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、次のとおり平成23年度准看護師試験を実施するので、保健師助産師看護師法施行規則の(昭和26年厚生省令第34号)第19条の規定に基づき、告示する。

平成23年10月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成24年2月15日(水)午後1時から午後3時30分まで

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎大会議室

秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館大会議室

2 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)第23条に規定する科目

3 受験資格

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条各号のいずれかに該当する者(平成24年3月までに該当する見込みの者を含む)

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書

(2) 受験資格を有することを証する書類

保健師助産師看護師法施行規則第27条各号に掲げる書類

(3) 写真

出願前6か月以内に脱帽で正面から撮影した上半身、縦6cm、横4cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの2枚

5 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

平成23年12月5日(月)から同月9日(金)までの午前9時から午後5時まで
(郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。)

(2) 場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県健康福祉部医務薬事課

6 受験手数料

- (1) 額
6,900円
 - (2) 納付方法
受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 7 合格者の発表
平成24年3月9日(金)午前10時に秋田県庁正面公告板及び秋田県ホームページ(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)に掲示する。
- 8 合格証書の交付
合格者には、合格証書を交付する。
- 9 試験についての問い合わせ先
秋田県健康福祉部医務薬事課(電話018-860-1406)

秋田県告示第446号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定し、平成23年11月1日から施行する。

平成23年10月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

- 1 名称
萩形鳥獣保護区
- 2 区域
北秋田郡上小阿仁村萩形地区の国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署事業区63林班た、そ、ね～え、口、ロ1、及びハの各小班、66林班き小班、73林班れ～ね、ら、お、け、ふ、及びイの各小班並びに74林班い、い1、い2、りイ及びロの各小班的区域並びにこれらに囲まれた民有地の区域並びに67林班、72林班、73林班及び上小阿仁村と五城目町の町村界に囲まれた民有地の区域。
- 3 存続期間
平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的
萩形鳥獣保護区は上小阿仁村にある筑紫山、左内岳、五郎山、天上倉山、与佐森、鳥森に囲まれた、ダム湖を含む一帯となっており、針葉樹、広葉樹の林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、多様な鳥獣が生息している。
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第2

- 1 名称
脇本鳥獣保護区
- 2 区域
男鹿市脇本地内の市道船越脇本線と市道相染線との交点を起点として、市道相染線を南進して市道脇本前野石館線との交点に至り、同市道を南西に進んで国道101号線との交点に至り、同国道を南進して県道男鹿半島線に至り、同県道を南進して市道脇本6号線に至り、同市道を南進して日本海汀線より350mの海域に至り、同海域を西進して比詰川河口に至り、同河口より比詰川左岸を北西に進んで県道男鹿半島線との交点に至り、同県道を北東に進んで国道101号線との交点に至り、同国道を北東に進んで県道脇本脇本停車場線との交点に至り、同県道を東進して市道船越脇本線との交点に至り、同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。
- 3 存続期間
平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的

当地域は男鹿半島の付け根南端に位置する区域であり、南側は日本海を含み、区域の大部分は針葉樹と広葉樹が適度に混在した森林となっており、鳥獣類の生息に適した地域となっている。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第3

1 名称

石田坂鳥獣保護区

2 区域

秋田市新屋地内のJR東日本羽越本線と市道新屋豊岩線との交点を起点として、同市道を南東に進んで市道豊岩碓5号線に至り、同市道を南進して終点で農道との交点に至り、同農道を南西に進んで石田坂大堤管理道との交点に至り、同管理道を南西に進んで豊岩石田坂字鎌塚と字館ノ沢の字界に至り、同字界を西進して尾根筋に至り、同尾根筋を南西に進み浜田字太田と字滝ノ沢の字界に至り、同字界を西進して山際に至り、同山際を北進して農道との交点に至り同農道を北進して県道新屋雄和線との交点に至り、同県道を西進してJR東日本羽越本線との交点に至り、同本線を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

石田坂鳥獣保護区は秋田市南西部に位置する、雄物川河口付近に隣接した市街地、農耕地、森林からなる区域である。雄物川南側に続く丘陵部はスギ人工林を中心とした山林内に池沼が点在し、鳥獣類の生息地となっている。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第4

1 名称

稲見沢鳥獣保護区

2 区域

秋田市浜田地内の林道国見山線とJR東日本羽越本線との交点を起点として、同本線を北東に200m進んで山際との交点に至り、山際を南進して秋田市浜田字大沢と秋田市浜田字大沢尻との字界との交点に至り、字界を東進して浜田字大沢と字滝ノ沢の字界に至り、同字界を東進して秋田市浜田と秋田市豊岩の大字界の交点に至り、稜線に添って同大字界を東進して市道豊岩浜田散策道1号線との交点に至り、同市道を南進して林道国見山線との交点に至り、同林道を西進して市道豊岩浜田散策道2号線との交点に至り、同市道を東進して浜田森林総合公園管理道に至り、同管理道を北西に進み豊岩浜田散策道3号線に至り、同市道を西進してJR東日本羽越本線との交点に至り、同本線を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

稲見沢鳥獣保護区は秋田市南西部に位置し、区域中心部は秋田市浜田森林総合公園になっており、公園内には食餌木、花木等が多数植栽され、周辺の森林と併せて特に鳥類の生息に適した環境となっている。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第5

1 名称

三条川原鳥獣保護区

2 区域

大仙市刈和野地内の市道刈和野南線と土買川右岸との交点を起点とし、同川右岸を東進して市道水尺橋高屋敷との交点に至り、同市道を南東に進んで同市道と連続する市道野際5号線に至り、同市道野際5号線を南西に進んで国道13号との交点に至り、同国道を南西に進んで市道下船戸線との交点に至り、同市道を南西に進んで市道東船戸幹線との交点に至り、同市道を北西に進んで同市道と連続する市道刈和野南線に至り、同市道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

三条川原鳥獣保護地区は、大仙市三条川原を中心とした地区であり周辺は水田が広がっている。このような自然環境を反映して主に渡り鳥が中継地として利用するとともに、留鳥の餌場としても重要な区域となっている。

このため、当該区域は主に集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に設定し、当該地区に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

第6

1 名称

鳥海鳥獣保護区

2 区域

由利本荘市鳥海町久保田地内の市道伏見線と市道上田線との交点を起点として、同市道を北東に進み参道との交点に至り、同参道を100m南進し揚水機を経て笹子川左岸との交点に至り、同左岸を南西に進み芦ヶ測橋で市道芦ヶ測線との交点に至り、同市道を北進して市道伏見線との交点に至り、同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

鳥海鳥獣保護区は、由利本荘市鳥海町の中心市街地に残された樹林帯で、キジ、ヤマドリを始めとする多様な鳥類が生息している。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第7

1 名称

矢島鳥獣保護区

2 区域

由利本荘市矢島町矢島地内の市道小田高森線と市道小田中通線との交点を起点とし、同市道を西進し市道前杉豊町線との交点に至り、同市道を北進し市道矢島下郷線との交点に至り、同市道を北東に進み市道北中央線との交点に至り、同市道を南東に進み主要地方道仁賀保矢島館合線との交点に至り、同主要地方道を西進し市道役場高校線との交点に至り、同市道を北西に進み市道家中上ノ山小杉沢線との交点に至り、同市道を北西に進み市道小田高森線との交点に至り同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

矢島鳥獣保護区は、由利本荘市矢島町の中心市街地及び中心市街地に隣接した高台地で、針葉樹、広葉樹が混交しておりキジ、ヤマドリを始めとする鳥獣が生息している。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

秋田県告示第447号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定し、平成23年11月1日から施行する。

平成23年10月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1

1 名称

三条川原鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

大仙市刈和野地内の市道刈和野南線と土買川右岸との交点を起点とし、同川右岸を東進して市道水尺橋高屋敷との交点に至り、同市道を南東に進んで同市道と連続する市道野際5号線に至り、同市道野際5号線を南西に進んで国道13号との交点に至り、同国道を南西に進んで市道下船戸線との交点に至り、同市道を南西に進んで市道東船戸幹線との交点に至り、同市道を北西に進んで同市道と連続する市道刈和野南線に至り、同市道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域のうち、土買川河川区域及び国道、市道を除いた区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

三条川原鳥獣保護区は大仙市刈和野地区南部の湿地等を中心とした区域であり、周辺には水田が広がっている。このような自然環境を反映して、主にオオハクチョウ、マガモなどの渡り鳥が中継地として利用するとともに、アオサギ、キジなどの留鳥の餌場としても重要な区域となっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも東側に位置する湿地区域は重要であり、オオヨシキリやホオジロなど渡り鳥の生息地となっている。西側に位置する水田地帯は、冬季のハクチョウやカモ類のねぐら、採餌場となるため、飛来数が特に多い地域であり、他の地域と対比しても、貴重な区域となっている。

このため、当該区域は、三条川原鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

秋田県告示第448号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、平成23年11月1日から施行する。

平成23年10月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1

1 名称

田代平休猟区

2 区域

鹿角市十和田大湯地区の県道田代平大清水線と国道454号線との交点を起点とし、同国道を北進し秋田・青森県境界との交点に至り、同県境を東進のち南進し国有林道小国線との交点に至り、同林道を北西に進み県道田代平大清水線との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第2

1 名称

鉄鉢森休猟区

2 区域

鹿角市八幡平地区の市道桃枝線と県道根瀬尾去沢線との交点を起点とし、同県道を南進し市道小割沢幹線との交点に至り、同市道を南西に進み市道馬見平線に至り、同市道を南進し農道馬見平線に至り、同農道を西進し小堀内沢との交点に至り、同沢を西進し国有林道夜明島線との交点に至り、同林道を北東に進み市道桃枝線との交点に至り、同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第3

1 名称

小坂休猟区

2 区域

鹿角郡小坂町魁地区の県道大館十和田湖線と小坂町・大館市境界の交点を起点とし、同境界上を北進し町道堀内沢線との交点に至り、同町道を南東に進み東北自動車道との交点に至り、同自動車道を南進し県道大館十和田湖線との交点に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第4

1 名称

繫ノ沢休猟区

2 区域

大館市の国有林道岩瀬線と国有林道繫沢支線との交点を起点とし、岩瀬林道を北西に進んで国有林道赤根沢線との交点に至り、同林道を北東に進んで国有林米代東部森林管理署事業区2336林班と2337林班の境界交点に至り、同境界を北進して秋田県と青森県の県境に至り、同県境を南東に進んで国有林同事業区2356林班と2357林班の境界交点に至り、同境界を南進して国有林道繫沢支線に至り、同林道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第5

1 名称

粒様沢休猟区

2 区域

北秋田市と仙北市の市界と国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署事業区1025、1028林班の林班界との交点を起点とし、同市界を南進して森吉山国設鳥獣保護区との境界交点に至り、同境界を北進して国有林同事業区1023、1024、1026林班の境界交点に至り、同点より1024、1026林班界を南進して1024、1025、1026林班の境界交点に至り、同点より1024、1025林班界を東進して1021、1024、1025林班の境界交点に至り、同点より1021、1025林班界を東進して1020、1021、1025林班の境界交点に至り、同点より1020、1025林班界を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第6

1 名称

大舟木沢休猟区

2 区域

旧鷹巣町と旧森吉町の町界と県道桂瀬笹館線の交点を起点とし、同県道を東進して国有林道松沢線との交点に至り、同林道を南進して国有林道滝の沢線との交点に至り、同林道を南進して旧鷹巣町と旧森吉町との町界に至り、同町界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第7

1 名称

南沢休猟区

2 区域

北秋田郡上小阿仁村小田瀬地区の県道琴丘上小阿仁線と国道285号線との交点を起点とし、同国道を南東に進んで上小阿仁村と五城目町の町村界との交点に至り、同町村界を北西に進んで県道琴丘上小阿仁線との交点に至り、同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第8

1 名称

荷上場休猟区

2 区域

能代市二ツ井町梅内地内の国道7号線と県道小滝二ツ井線との交点を起点とし、同県道を北に進んで、国有林道梅内線との交点に至り、同林道を北に進んで、藤里町との境界に至り、同境界を南東に進んで県道西目屋二ツ井線との交点に至り、同県道を南に進んで国道7号線との交点に至り、同国道を西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第9

1 名称

岩館休猟区

2 区域

山本郡八峰町八森小入川地内の国道101号線と国有林道小入川線との交点を起点とし、同国道を北西に進んで、秋田県と青森県との境界に至り、同境界を東に進んで、民有林と国有林の境界に至り、同境界を南に進んで国有林道小入川線に至り、同林道を南に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第10

1 名称

石川休猟区

2 区域

山本郡八峰町峰浜石川地内の、県道常盤峰浜線と町道石川幹線1号線との交点を起点とし、同町道を北東に進んで、民有林道米代線に至り、同林道を北東に進んで、能代市との境界に至り、同境界を南西に進んで、県道常盤峰浜線に至り、同県道を北に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第11

1 名称

畑谷休猟区

2 区域

山本郡八峰町峰浜畑谷地内の広域農道能代山本線と県道常盤峰浜線との交点を起点とし、同県道を北西に進んで広域農道能代山本線との交点に至り、同農道を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第12

1 名称

太平休猟区

2 区域

秋田市太平中関地内の県道秋田岩見船岡線と市道平形井関沢線の交点を起点とし、同県道を東進し旧秋田市と旧河辺町との境界に至り、同境界を南西に進み民有林雄物川森林計画区187、188、189、198、199林班の境界との交点に至り、同界を北西に進み市道平形井関沢線に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第13

1 名称

大又休猟区

2 区域

秋田市河辺の国有林雄物川計画区秋田森林管理署管轄264林班から267林班に囲まれた一円の区域。但し、番鳥森自然環境保全地域を除く。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第14

1 名称

薬師赤倉山休猟区

2 区域

南秋田郡五城目町の国有林米代計画区米代西部森林管理署管轄2001林班から2015林班に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第15

1 名称

黒川休猟区

2 区域

由利本荘市岩城黒川地内の市道高野黒川線と主要地方道本荘岩城線との交点を起点として同主要地方道を東進し市道上蛇田高野線との交点に至り、同市道を東進し市道具井田沢線との交点に至り、同市道を北東に進み市道上蛇田環状線との交点に至り、同市道を東進し市道中ノ沢線との交点に至り、同市道を北東に進み林道中ノ沢線との交点に至り、同林道を南東に進み市道新沢岩城線との交点に至り、同市道を南東に進み主要地方道秋田雄和本荘線との交点に至り、同主要地方道を南西に進み国道105号線との交点に至り、同国道を西進し主要地方道本荘岩城線との交点に至り、同主要地方道を北東に進み市道高野黒川線との交点に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第16

1 名称

砂子休猟区

2 区域

由利本荘市鳥海町砂子地内の秋田県と山形県との境界と国有林由利管理署1033林班界の交点を起点として同林班界を東進し国有林由利管理署1028林班との交点に至り、同林班界を北東に進み国有林道水無線との交点に至り、同林道を北進し、同林道と国有林道観音森林道との交点に至り、同林道を南東に進み国有林由利管理署1014林班との交点に至り、同林班界を北進し国有林由利管理署1013林班との交点に至り、同林班界を南西に進み国有林由利管理署1012林班との交点に至り、同林班界を南西に進みに国有林由利管理署1011林班との交点に至り、同林班界を南西に進み山形県境に至り同県境を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第17

1 名称

綱木沢休猟区

2 区域

由利本荘市陣ヶ森地内の主要地方道西滝沢館線と旧由利町と旧本荘市との境界との交点を起点とし、同境界を南東に進み市道大水口金山線との交点に至り、同市道を西進し市道久保田線との交点に至り、同市道を北西に進み主要地方道西滝沢館線との交点に至り、同主要地方道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第18

1 名称

仁応寺休猟区

2 区域

大仙市荒山台地内の国道105号線と秋田自動車道との交点を起点とし、同秋田自動車道を北西に進んで旧大曲市と旧南外村の旧市村界との交点に至り、同旧市村界を東に進んで、雄物川流域地域森林計画区「旧大曲市21林班と37林班の林班界との交点(寒風山の稜線)に至り、同稜線を鉢森・八森山に向かって南西に進み、八森山に至り、同八森山から雷電山につながる稜線を東南に進み雷電山に至り、同雷電山、山頂から尾根部を南に進み市道鳥海沢線との交点に至り、同市道を南進して国道105号線との交点に至り、同国道を南西に進んで市道伊岡中央線との交点に至り、同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第19

1 名称

北沢休猟区

2 区域

仙北市角館西長野字熊堂地内の国道46号線と市道野田零田線との交点を起点とし、同市道を北進して県道日三市角館線との交点に至り、同県道を南東に進んで国道46号線角館バイパスの立体交差を進み国道46号線との交差点に至り、同国道を南進し更に北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第20

1 名称

蛭藻沼休猟区

2 区域

横手市金沢地内の国道13号線と市道白石沢線との交点を起点とし、同国道を北進し北部幹線金沢中央線に至り、同幹線を北進し横手市と美郷町との境界に至り、同境界を東進し美郷町と旧横手市と旧山内村の境界との交点に至り、同境界を南進し御嶽山登山道路に至り、同道路を西進し市道上台弥勒線に至り、同市道を西進し市道白石沢線に至り、同市道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第21

1 名称

北ノ沢休猟区

2 区域

横手市雄物川町大沢地内の市道大沢二井山線と国道107号線の交点を起点とし、同国道を西進し林道稗作線との交点に至り、同林道を南西に進み横手市と由利本荘市の境界に至り、同境界を北西に進み県道横手東由利線との交点に至り、同県道を南東に進み市道大沢二井山線との交点に至り、同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第22

1 名称

川西休猟区

2 区域

横手市大森町猿田地内の市道大森白山下線と出羽丘陵地区広域農道の交点を起点とし、同農道を北進し横手市と大仙市の境界に至り、同境界を東進し県道大曲大森羽後線との交点に至り、同県道を南進し市道十日町公園線との交点に至り、同市道を西進し市道大森白山下線に至り、同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第23

1 名称

白木峠休猟区

2 区域

横手市山内小松川地内の国道107号線と林道草倉線との交点を起点とし、同林道を北東に進み同林道終点で草倉沢に至り、同沢を東進し秋田県と岩手県の境界との交点に至り、同境界を南進し国道107号線との交点に至り、同国道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第24

1 名称

黒森山休猟区

2 区域

湯沢市稲川字大谷地地内の国道398号線と市道大谷線との交点を起点とし、同市道を東進して市道落合沖沢線との交点に至り、同市道を北東に進んで湯沢市と横手市の市界との交点に至り、同市界を東進して湯沢市と雄勝郡東成瀬村の市村界に至り、同市村界を南進して県道小安温泉椿川線との交点に至り、同県道を南進して市道菅生生内線との交点に至り、同市道を西進して国道398号線との交点に至り、同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一

円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

第25

1 名称

唐松沢休猟区

2 区域

雄勝郡東成瀬村椿川字松山台地内の国道342号線にある仁郷橋を起点とし、同国道を北進して大柳沢との交点に至り、同沢を北東に進んで同村天江地区から岩手県の県境に至る歩道との交点に至り、同歩道を東進して同県境との交点に至り、同県境を南東に進んで石滝山山頂に至り、同山頂から稜線を西進して平ノ松山三角点を経て合ノ俣沢に至り、同沢を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

秋田県告示第449号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成23年11月1日から施行する。

平成23年10月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1

1 名称

大湯スキー場特定猟具使用禁止区域

2 区域

鹿角市十和田大湯地区の国道103号線と市道室ノ沢線との交点を起点として、同市道を北西に進み室ノ沢支流との交点に至り、同支流を北西に進み市道黒森山線との交点に至り、同市道を北東に進み黒森山の稜線との交点に至り、同稜線を東進し大湯温泉シャンツェ下部で国道103号線に至る沢との交点に至り、同沢を東進し国道103号線との交点に至り、同国道を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第2

1 名称

ガザ平特定猟具使用禁止区域

2 区域

由利本荘市岩城町ガサ平地内の国道7号線と県道雄和岩城線との交点を起点とし、同国道を北進して市道烏ヶ森前砂沢線との交点に至り、同市道を北東に進み市道仏ノ沢線との交点に至り、同市道を北東に進み市道新谷縦貫線との交点に至り、同市道を南進して歩道との交点に至り、同歩道を南東に進み、市道観音下大町田線との交点に至り、同市道を南進して県道雄和岩城線との交点に至り、同県道を東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第3

1 名称

加田喜沼特定猟具使用禁止区域

2 区域

由利本荘市長坂字雷電中島131番の区域

3 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第4

1 名称

笹森山特定猟具使用禁止区域

2 区域

由利本荘市赤田地内の子吉川地域森林計画由利本荘市61林班1小班と61林班の林班界との交点を起点として、同林班界を東進し同計画区62林班界との交点に至り、同林班界を北東に進み国有林との境界に至り、同境界を東進し三角点標高495mに至り、同点から国有林界を南進し標高550m地点で同計画区由利本荘市62林班界との交点に至り、同林班界を南西に進み61林班2小班との交点に至り、同林班界を南西に進み連続する同61林班1小班的班界を通過して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第5

1 名称

湯沢スキー場特定猟具使用禁止区域

2 区域

湯沢市山谷地内の市道山谷角間沢線と鉦打沢川左岸との交点を起点とし、同川左岸を南東に約350m進んで字小古御岳沢と字古御岳沢の字界との交点に至り、同字界を南西に進んで標高373mの山頂に至り、同山頂から稜線を西進して民有林道東角線との交点に至り、同林道を南西に進んで同林道と連続する市道山谷角間沢線に至り、同市道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第6

1 名称

滝ノ下特定猟具使用禁止区域

2 区域

雄勝郡東成瀬村田子内地内の村道不動沢線と民有林道大日向線との交点を起点とし、同点から大日向山へ続く稜線を北東に進んで標高434m地点で滝ノ下歩道との交点に至り、同歩道を南進して標高425mの地点に至り、同点から西側の稜線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

秋田県告示第450号

次のとおり家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定に基づき、公示する。

平成23年10月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生の場所又は区域	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	雄勝郡羽後町	平成23年10月13日

秋田県告示第451号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成23年10月20日

- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社宮昇
能代市字寿域長根37番地の3
代表取締役 宮 腰 昇 吾
秋田県知事許可(般-18)第012715号
- 3 処分の内容
内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年10月20日付で内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第452号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年10月20日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社エコ・グリーン科学
秋田市飯島新町三丁目8番17号
代表取締役 牧 村 たか子
秋田県知事許可(般-23)第80912号
- 3 処分の内容
建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年10月20日付で建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
空間放射線量モニタリングシステム機器 1式
 - (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
 - (3) 納入期限
平成24年3月26日(月)
 - (4) 納入場所
秋田県生活環境部環境管理課(秋田県庁及び秋田県健康環境センター他指定する地域振興局)
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - エ 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのもの)に

限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望する者は、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。)により平成23年11月18日(金)までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

秋田県出納局総務事務センター(電話番号018-860-2743)

(2) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年10月28日(金)から同年12月6日(火)までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成23年10月28日(金)から同年12月6日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成23年12月12日(月)午前10時

秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased: Environmental γ -ray Dose Rate Monitoring System

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 12 December, 2011

(3) Contact point for the notice: General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、湯沢市中央土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、平成23年10月20日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号